

令和元年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 17 号議案～第 41 号議案

令和元年 9 月 3 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 17 号 議案	令和元年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 3 号)	別 冊
第 18 号 議案	令和元年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 4 号)	〃
第 19 号 議案	令和元年度 舞鶴市水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 20 号 議案	令和元年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 21 号 議案	令和元年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 22 号 議案	令和元年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 23 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市一般会計決算の認定について	1 決算書 等別冊
第 24 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	3 決算書 等別冊
第 25 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	6 決算書 等別冊
第 26 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市病院事業会計決算の認定について	7 決算書 等別冊
第 27 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計決算の認定について	8 決算書 等別冊
第 28 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市貯木事業会計決算の認定について	9 決算書 等別冊
第 29 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市駐車場事業会計決算の認定について	10 決算書 等別冊
第 30 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市介護保険事業会計決算の認定について	11 決算書 等別冊

第 31 号 議 案	平成 30 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計決算の認定について	12 決算書 等別冊
第 32 号 議 案	舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	13
第 33 号 議 案	舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例制定について	16
第 34 号 議 案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
第 35 号 議 案	舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	18
第 36 号 議 案	舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	20
第 37 号 議 案	舞鶴市下水道使用料条例の一部を改正する条例制定について	23
第 38 号 議 案	舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	25
第 39 号 議 案	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	27
第 40 号 議 案	舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例制定について	39
第 41 号 議 案	市道路線の認定について	40

第 23 号議案

平成 30 年度舞鶴市一般会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市一般会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 24 号議案

平成 30 年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、平成 30 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの
で提案する。

参 考

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粋

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例日(同条第 6 項に規定する定例日をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

8 地方公共団体の長は、第 4 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共

団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。
(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

(第3項及び第4項 略)

第 25 号議案

平成 30 年度舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、平成 30 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいので提案する。

第 26 号議案

平成 30 年度舞鶴市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 27 号議案

平成 30 年度舞鶴市国民健康保険事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 28 号議案

平成 30 年度舞鶴市貯木事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 29 号議案

平成 30 年度舞鶴市駐車場事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 30 号議案

平成 30 年度舞鶴市介護保険事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 31 号議案

平成 30 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 32 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「第 2 条第 2 項」を「次条第 2 項」に改める。

第 18 条の 2 第 3 項中「第 2 項」を「前項」に改める。

第 30 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 30 条の 2 第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第 30 条の 4 第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 34 条の 2 第 8 項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第 2 項、第 3 項、第 4 項又は第 6 項の規定の」に改める。

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和26年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第17条第6項中「第1項から第5項まで」を「前各項」に改める。

(舞鶴市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市職員の分限に関する条例(昭和28年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下第2条第1項」を「次条第1項」に改める。

第11条中「、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第12条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例第30条第1項及び第4項、第30条の2第2号(同条例30条の4第5項及び第34条の2第9項において準用する場合を含む。)、第30条の4第1項及び第2項第1号並びに

第34条の2第8項並びに第4条の規定による改正後の舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員法の改正により職員の欠格条項から成年被後見人等が削除されたことに伴い、成年被後見人等に該当して失職した職員に係る規定を削る等所要の改正を行いたいので提案する。

第 33 号議案

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防団条例(昭和 26 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 号を削り、同条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 11 条第 9 号中「き損してはならない」を「毀損してはならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定の趣旨を踏まえ、消防団員の欠格事項から成年被後見人等を削る等所要の改正を行いたいので提案する。

第 34 号議案

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 の項及び 4 の項中「市税関係情報又は」を削る。

別表第 3 の 3 の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国の命令の改正に伴い、特定個人情報に係る規定を整理する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 35 号議案

舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例(平成 29 年条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

第 1 条中「(舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号。以下「市税条例」という。)
第 80 条第 1 項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。)」を削り、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「市税条例の」を「舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号。以下「市税条例」という。)
の」に改める。

第 2 条から第 4 条までの規定中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の改正により現行の軽自動車税が軽自動車税の種別割とされたことに伴い、文言の整理を行いたいので提案する。

第 36 号議案

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例

舞鶴市水道事業給水条例(平成10年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「指定をした者(」の右に「法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新を受けないことによりその効力を失った者を除く。」を加える。

第 23 条の 2 第 3 項中「64 円」を「67 円」に改める。

第 33 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

「

610 円
1,350 円
2,260 円
4,140 円
6,220 円
8,710 円
17,460 円
28,620 円
39,610 円
6,490 円

別表第 2 第 1 項の表中 を」

「

640 円
1,415 円
2,368 円
4,339 円
6,519 円
9,128 円
18,298 円
29,994 円
41,511 円
6,802 円

に改め、別表第2第2項の表を次のように改める。

」

用途	使用水量(1月につき)	料金(1立方メートルにつき)
家事用	5立方メートルを超え10立方メートル以下の分	84円
	10立方メートルを超える分	173円
事業用	10立方メートルを超え50立方メートル以下の分	180円
	50立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	189円
	1,000立方メートルを超え10,000立方メートル以下の分	183円
	10,000立方メートルを超え20,000立方メートル以下の分	173円
	20,000立方メートルを超え30,000立方メートル以下の分	162円
	30,000立方メートルを超え60,000立方メートル以下の分	152円
	60,000立方メートルを超える分	141円

公衆浴場用	100 立方メートルを超える分	69 円
臨時用		396 円

別表第 4 中

「

指定給水装置工事事業者指定手数料(法第 16 条の 2 第 1 項の指定)	10,000 円
---------------------------------------	----------

」

を

「

指定給水装置工事事業者指定手数料(法第 16 条の 2 第 1 項の指定)	10,000 円
指定給水装置工事事業者指定更新手数料(法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新)	5,000 円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項、第 33 条第 1 項及び別表第 4 の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している専用給水装置の使用に係る施行日以後最初のメーターの検針により算定する料金は、この条例による改正後の第 23 条の 2 第 3 項及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

水道事業の持続的・安定的な経営のため、水道料金を改定するとともに、水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を規定する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 37 号議案

舞鶴市下水道使用料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市下水道使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市下水道使用料条例の一部を改正する条例

舞鶴市下水道使用料条例(平成22年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中

720 円
6,220 円

を

796 円
6,879 円

に改

め、別表第 2 項の表中

60 円
150 円
160 円
170 円
63 円

を

66 円
166 円
177 円
188 円
70 円

に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して使用している公

共下水道、集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の使用で、施行日以後最初に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る当該使用料は、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

下水道事業の持続的・安定的な経営のため、公共下水道等の使用料を改定したので提案する。

第 38 号議案

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例

舞鶴市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「舞鶴市において」を削り、「により」を「に基づき、本市が備える」に改める。

第 4 条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第 1 号中「備考欄に記載されている」を「備考欄に記載(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている」に改め、「氏、名」の右に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の右に「、旧氏」を加え、同条第 2 号中「氏名」の右に「、旧氏」を加える。

第 5 条第 3 項第 2 号中「舞鶴市」を「本市」に改める。

第 7 条第 1 項第 5 号中「氏名(」の右に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合」にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改め、同項第 7 号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第 2 項中「磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる

物を含む。以下同じ。)」を「磁気ディスク」に、「作成する」を「調製する」に改める。

第12条第1項第4号中「氏又は」を「氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は」に改める。

第14条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同条第3項中「第7条第4号から第7号まで」を「第7条第1項第4号から第7号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法施行令の改正により旧氏を住民票に記載をすることができるようになったことに伴い、印鑑登録についても旧氏を表したものを登録することができることとする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 39 号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 24 号を第 29 号とし、第 18 号から第 23 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 22 号とし、同条中第 16 号を第 21 号とし、第 15 号を第 20 号とし、同条第 14 号中「第 14 条第 1 項」を「第 7 条第 10 項第 5 号」に改め、同号を同条第 19 号とし、同条第 13 号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号の次に次の 5 号を加える。

(12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。)第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満

3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する通知」を「の規定による通知」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保

護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「をいう」に改め、「この項及び第19条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「の各号」を削り、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者

負担その他の」を「第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 21 条第 1 項及び第 2 項ただし書並びに第 24 条(見出しを含む。)から第 26 条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第 32 条第 2 項及び第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 34 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第 2 号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 35 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする」に改める。

第 36 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第 1 号」を「同項第 1 号又は第 2 号」に、「と、第 13 条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「特定教育・保育施設の同号」を「特定教育・保育施設の同項第 1 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第 37 条第 1 項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「A 型をいう」を「A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ」に、「同条に規定する小規模保育事業 B 型をいう」を「同条例第 28 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ」に、「にあつてはその利用定員の数を」を「にあつては」に、「同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう」を「同条例第 28 条に規定する小規模保育事業 C 型をいう」に、「附則第 6 項」を「附則第 4 項」に改める。

第 38 条第 1 項中「利用者負担」を「第 43 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 39 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満 3 歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 40 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」を「をいう。以下この条において同じ」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業

所内保育事業を行う者(同号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 43 条第 1 項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、

同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」を「をいう。以下」に、「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」を「をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」に、「及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中」を「中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保

育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」

に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則第2項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に改める。

附則中第4項の前の見出し、同項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))」に、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

関係府令の改正に伴い、特定教育・保育施設を利用した際の食事の提供に要する費用の取扱い及び特定地域型保育事業者が連携協力を行う施設に係る規定を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 40 号議案

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成 26 年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 13 条第 1 項」の右に「(法第 30 条の 3 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同条第 2 号中「第 14 条第 1 項」の右に「(法第 30 条の 3 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の改正により子育てのための施設等利用給付の制度が創設されたことに伴い、正当な理由なしに、当該給付に関して市が求める報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者等は過料に処することとしたいので提案する。

第 41 号議案

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

路線名	起点及び終点	重要な経過地
伊佐津菰池 3 号線	舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西 213 番 27 から	
	舞鶴市字伊佐津小字コモイケ西 213 番 33 まで	
東戸田井砂入 3 号線	舞鶴市字七日市小字砂入 439 番 3 から	
	舞鶴市字七日市小字砂入無番地 まで	
七日市ナラズ柿 2 号線	舞鶴市字七日市小字ナラズ柿 201 番 4 から	
	舞鶴市字七日市小字ナラズ柿 201 番 19 まで	

提案理由

伊佐津地区ほか 1 地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)